

広島大学病院「ファミリーハウス」運営基金 募金の手続きについて

1. 募金の振込み方法

金融機関窓口（ゆうちょ銀行・郵便局を除く）から振込手続きをお願いします。なお、振込手数料は本学が負担しますので、募金いただいた方のご負担はありません。

また、広島大学病院「ファミリーハウス」運営基金への募金は何回でも結構です。募金いただいた方ごとに累計して管理させていただきます。

振込方法

専用の振込用紙をご利用の上、金融機関窓口（ゆうちょ銀行・郵便局を除く）から振込んでいただきますよう、よろしく願いいたします。〈別紙の記入例を参考願います〉

① 広島銀行の本・支店から振込みをされる場合

- I 必ず専用の振込用紙をご利用の上、広島銀行の本・支店の窓口から振込手続きをお願いします。
ATMを利用した振込みはできませんのでご留意願います。
- II 広島銀行の本・支店から振込みを行う場合は、振込手数料は本学が負担させていただきますので、振込金額は募金金額をご記入ください。お手数ですが、手数料欄には「/（斜線）」をご記入ください。

② 広島銀行以外の金融機関から振込みをされる場合

- I 必ず専用の振込用紙をご利用の上、金融機関の窓口から振込手続きをお願いします。
ATMを利用した振込みはできませんのでご留意願います。
- II 振込金額は募金金額から振込手数料を差し引いた金額をご記入ください。
振込手数料は振込金額により異なります。お手数ですが金融機関の窓口等でご確認していただきますよう、よろしく願いいたします。
- III 募金いただいた方からの募金金額は、振込金額に手数料を加算した額となります（振込手数料分の金額を本学が負担します）。

③ 振込用紙の「振込通知票」について

振込通知票は、募金いただいた方のご意向等を把握するための大切な書類となりますので、お手数をおかけしますが、太ワク内は必ずご記入願います。

「本学とのご関係」欄

卒業生の方は、（ ）内に最終卒業学部名（修了研究科名）をご記入ください。

現職員の方は、（ ）内に所属部局名等を具体的にご記入ください。

「ご確認事項」欄

広報誌及びホームページ等へのご芳名等（募金者のお名前、募金金額、大学が募金を受け入れた年月日）の掲載の確認です。

広報誌及びホームページにお名前又は募金金額を掲載することに同意された場合、募金の受入年月日を掲載することとなりますのでご了承願います。

（注）広報誌及びホームページにお名前を掲載することに同意されない場合、募金金額及び募金の受入年月日につきましても掲載いたしませんのでご了承ください。

情報公開法に基づく開示請求について

裏面の、「6. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対する本件情報の開示について」にて、ご説明させていただきます。

④ 金融機関窓口での本人確認について

10万円以上を現金でお振込みいただく場合、金融機関窓口において本人確認書類の提示が求められますので、ご留意願います。

（裏面あり）

2. 募金の振込み後のご連絡

募金の入金を確認させていただいた後、本学が発行する「寄附金領収書」をお送りいたします。

本学が発行する「寄附金領収書」がお手元に届くまで、金融機関から受け取られる「募金領収書」は大切に保管してください。

3. 募金に対する税制上の優遇措置

広島大学病院「ファミリーハウス」運営基金に対する募金は、所得税法上の「寄附金控除」の対象となる特定寄附金（所得税法第78条第2項第2号）又は法人税法上の全額損金算入が認められる指定寄附金（法人税法第37条第3項第2号）として財務大臣から指定されておりますので、税制上の優遇措置を受けることができます。

また、この募金を寄附金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村に寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの方は、個人住民税についても税制上の優遇措置を受けることができます。

個人の場合

○所得税の寄附金控除

募金金額-2,000円について所得控除を受けることができます。ただし、総所得の40%-2,000円が所得控除を受けられる上限額となります。

○個人住民税の寄附金税額控除

(募金金額-2,000円)×控除率について個人住民税の税額控除を受けることができます。ただし、(総所得の30%-2,000円)×控除率が税額控除を受けられる上限額となります。

【控除率】

都道府県から指定を受けた場合の控除率 4%

市区町村から指定を受けた場合の控除率 6%

都道府県・市区町村の両方から指定を受けた場合の控除率 10% (4%+6%)

法人の場合

寄附金の全額を損金算入することができます。

4. 税制上の優遇措置を受ける手続き

上記2により本学が募金の入金確認後にお送りする「寄附金領収書」を添えて税務署に確定申告していただければ、税制上の優遇措置を受けることができます。なお、「寄附金領収書」は、税制上の優遇措置を受けるために必要な証明書としての役割を果たすものとなりますので、大切に保管してください。

5. 募金に伴う個人情報の取扱について

募金により取得した個人情報につきましては、本学からの領収書とお礼状の送付、募金いただいた方の顕彰に関する業務のほか、本学から募金いただいた方にご連絡する必要がある場合のみ利用します。

6. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対する本件情報の開示について

本学が受け入れている募金について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合は、開示請求者に対し、募金情報(募金者名、募金金額及び受入年月日)を開示することとなっていますので、ご了承ください。なお、募金者個人の氏名については、個人情報保護のため、開示していません。ただし、「振込通知票」の「ご確認事項」欄の項目でお名前を掲載することに同意された場合は、開示させていただきます。

7. 基金のお問い合わせ先

〒734-8551 広島市南区霞一丁目2番3号 広島大学病院総務グループ

TEL: 082-257-5007, 5043 FAX: 082-257-5087

E-mail: byo-soumu@office.hiroshima-u.ac.jp